

行財政改革の取組について

1 第4次行財政改革大綱（平成26年3月策定）

市の最上位計画である第2次総合計画（平成26年度から令和5年度まで）のスタートに合わせ策定期間を1年前倒しして策定

（背景）

- ・第2次総合計画が目指すまちづくりの実現（行財政運営の側面から支える必要性）
- ・合併に伴う特例的な財政支援措置の終了
- ・人口減少社会やさらなる高齢化の進展

○目指すべき将来像

～将来見通しを踏まえた持続可能で自立的な自治体経営の確立～

第4次行財政改革大綱における基本方針とこれまでの取組

第4次行財政改革大綱では、4つの基本方針に沿って、毎年度アクションプランを策定することで、取組の機動性や柔軟性を高めています。

- 基本方針Ⅰ 経営の発想に基づいた将来への備え
- 基本方針Ⅱ 選択と集中による適正な行政資源の配分
- 基本方針Ⅲ 効果的なサービス提供の仕組みづくり
- 基本方針Ⅳ 安定的な自主財源の確保

アクションプラン実施項目数の推移

H26	H27	H28	H29	H30	R1※	R2	R3
95項目	96項目	97項目	88項目	90項目	43項目	43項目	44項目

※平成30年度に実施した第4次行財政改革大綱の中間見直しにおいて、これまでの成果や課題、行財政改革推進委員会からのご意見等を踏まえ、実施項目の見直しを行いました。

主な取組（基本方針Ⅰ 経営の発想に基づいた将来への備え）

○ファシリティマネジメントの推進

- ・市立泉小学校の統廃合 H27.3
- ・西東京市民会館の廃止 H31.3
- ・庁舎統合における暫定的な対応方策に向けた取組 R2.2

仮庁舎（リース契約）を活用し、保谷庁舎・田無庁舎機能を再配置することで、二庁舎体制の「分かりずらさ」や「庁舎間移動」、「職員の重複配置」といった課題を一定解消

○受益者負担の適正化

- ・利用者負担（保育料）、学童クラブ育成料、市民農園利用者負担金の見直し
- ・任意型がん検診事業への一部自己負担金の導入
- ・占用料の適正化（道路占用料、公園占用料、特定公共物占用料）

○特別会計の持続性の確保

- ・国民健康保険特別会計の健全化、介護給付の適正化、下水道事業会計の健全化
- 独立採算制の原則を踏まえ、一般会計からの法定外繰入抑制に向けた取組の実施

主な取組（基本方針Ⅱ 選択と集中による適正な行政資源の配分）

○戦略的な行政資源の活用

- ・ 事務事業評価の実施（H26・28・30・R1・3）
- ・ 予算編成業務改革（新規・レベルアップ事業の事前調査による早期調整など）
- ・ 定員管理の適正化（社会情勢や行政需要の変化を踏まえた定員管理）

○固定的な経費の削減

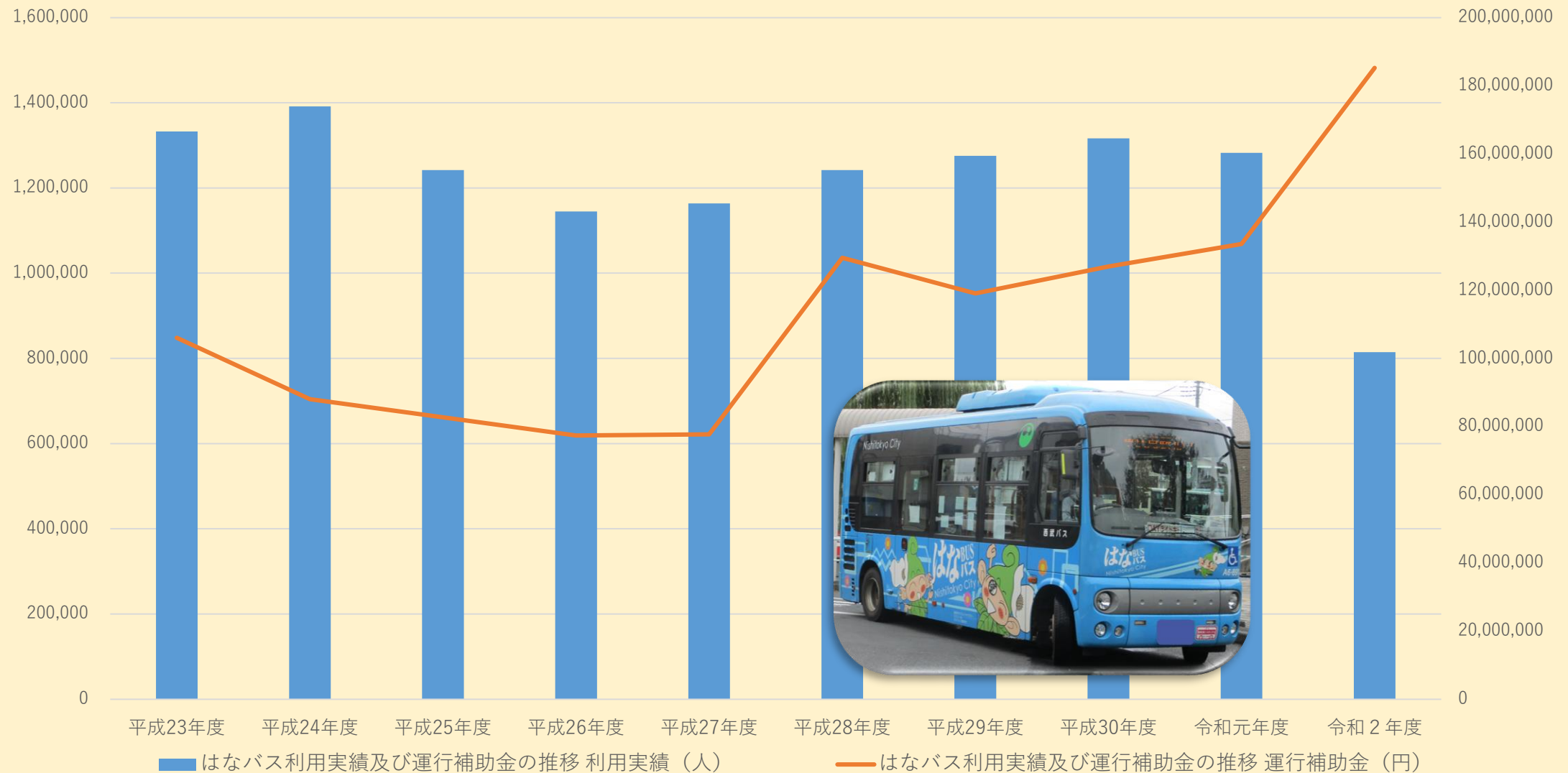
- ・ 投開票事務の効率化（選挙啓発と効率化を兼ねて学生アルバイトを活用）
- ・ 住民票等自動交付機の廃止 R2.8
- ・ 庁用車保有台数の削減（平成30年度末124台⇒令和2年度末107台 △17台の削減）
- ・ 自転車等保管所の集約化（H30.12 ひばりが丘北自転車等保管所廃止）

○補助金・負担金の見直し

- ・ 事務事業評価結果を踏まえた見直しなど
- ・ コミュニティバス（はなバス）事業の見直し

新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が減少、運行補助金は増加

<参考> コミュニティバス（はなバス） 利用実績及び運行補助金の推移



主な取組（基本方針Ⅲ 効果的なサービス提供の仕組みづくり）

○地域の多様な活動主体との連携と協働

- ・ 公園管理における指定管理者の活用、市民との協働
- ・ 地域団体からの申出による清掃用具・ごみ袋の提供（道路清掃）

○民間活力の活用促進

- ・ 高齢者福祉施設の運営体制の見直し
市直営（委託）の通所介護デイサービス施設（1施設）の廃止
- ・ 保育園の運営体制の見直し
公設民営保育園の民設民営化 R3.4 しもほうや保育園の民間移譲
- ・ 現業職場の委託化等の推進
- ・ 公民連携協働発行方式による刊行物の作成
西東京市 暮らしの便利帳（令和3・4年度版）、西東京市公共交通ブック（時刻表）

○戦略的な組織体制の構築と人材育成の充実

- ・ 任期付職員の利用
法務専門職（弁護士の有資格者）の配置、建築指導事務職の配置

主な取組（基本方針Ⅳ 安定的な自主財源の確保）

○徴収率の向上

- ・ 口座振替の推進、関係部署との連携強化、納税猶予制度の適切な実施
- ・ 令和2年度の市税収入合計は11年ぶりに減額（徴収率も11年ぶり、0.2ポイント低下）

○市有財産の有効活用による歳入の確保

- ・ 未利用市有地の売却
- ・ 定期借地権設定契約による貸付収入の確保
- ・ 行政財産の貸付による歳入の確保

○新たな歳入項目の創出

- ・ 寄附金制度等の有効活用
ふるさと納税、企業版ふるさと納税、クラウドファンディング型ふるさと納税

行革効果額推移（基本方針別）

基本方針	I 経営の発 想に基づいた 将来への備え	II 選択と集 中による適正 な行政資源の 配分	III 効果的 なサービス 提供の仕組 みづくり	IV 安定的な 自主財源の確 保	その他※	各年度合計
平成26年度	83,813	200,213	34,218	210,816	46,235	5億7529万5千円
平成27年度	438,112	92,372	69,047	436,169	33,768	10億6946万8千円
平成28年度	1,084,842	60,518	5,200	258,042	91,102	14億9970万4千円
平成29年度	166,502	70,160	0	203,561	92,678	5億3290万1千円
平成30年度	614,365	255,386	20,095	500,233	99,233	14億8931万2千円
令和元年度	140,994	154,407	14,129	259,365	72,719	6億4161万4千円
令和2年度	155,073	358,852	421	160,427	107,707	7億8248万円
合計	26億8370万1千円	11億9190万8千円	1億4311万円	20億2861万3千円	5億4344万2千円	65億9077万4千円

※その他 各種事務機器の再リースによる効果額

第4次行財政改革大綱で掲げている評価指標の推移

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
①経常収支比率（単位：％） 経常一般財源に占める経常経費充当一般財源等の割合 <目標> 令和5年度：90％を超えない範囲を維持する。 ※100％を超えない範囲を維持する。 ※臨時財政対策債等を加えない場合	96.1 ※104.3	92.5 ※97.5	95.8 ※101.6	95.1 ※101.5	95.3 ※102.5	95.1 ※100.5	94.0 ※99.0
②実質経常収支比率（単位：％） 経常収支比率算定の際、国民健康保険特別会計と下水道事業会計に対する財源補てん的な繰り出し金の影響を加えたもの <目標> 令和5年度：96％を超えない範囲を維持する。 ※106％を超えない範囲を維持する。 ※臨時財政対策債等を加えない場合	102.6 ※111.3	98.6 ※103.9	101.6 ※107.8	99.9 ※106.6	99.7 ※107.2	99.1 ※104.7	97.7 ※102.5
③市債現在高倍率 標準財政規模に占める市債現在高の割合 $\text{市債現在高} \div \text{標準財政規模} \times 100$ <目標> 令和5年度：125％以下を目指す。	141.7	149.1	142.0	138.4	144.7	141.5	138.8
④財政調整基金現在高比率 標準財政規模に占める財政調整基金残高の割合 $\text{財政調整基金残高} \div \text{標準財政規模} \times 100$ <目標> 令和5年度：10％を下回らない範囲を維持する。	10.0	10.4	8.4	7.7	7.7	7.8	8.5
⑤債務償還可能年数 市債現在高を経常的に確保できる資金で返済した場合、完済までに要する年数 <目標> 令和5年度：9年以内を維持する。	13.0	10.2	9.6	9.4	8.1	8.0	6.3

2 事務事業評価の実施

西東京市では、平成17年度から行政評価制度を導入、主に総合計画に掲げた施策・事業を対象として、施策評価と事務事業評価を隔年で実施してきました。その後も制度の再構築を重ね、平成26年度には事務事業評価における外部評価を導入し、行財政改革推進委員会による評価を実施しています。

過去の事務事業評価における外部評価対象事業の見直し状況

評価年度	事務事業名称	外部評価	本部評価	その後の対応（令和3年度現在）
H26	歯科医療連携推進事業	抜本的見直し	抜本的見直し	外部評価で指摘のあった人材育成事業を切り離し、他職種連携及び口腔ケアの向上に関する普及啓発事業について継続して実施
	どんど焼き実行委員会補助金	廃止	廃止	伝統文化等継承事業補助金として再構築
	都市間交流事業（施設利用助成）	抜本的見直し	抜本的見直し	施設利用助成は廃止、姉妹都市・友好都市との相互交流に資する取組について検討
	公衆浴場補助事業	抜本的見直し	抜本的見直し	補助は継続しつつ、市民の健康増進に資する施設となるよう、健康課と連携し「西東京市しゃきしゃき体操の出前講座」や「保健師による健康相談」などの事業を展開
H28	私立幼稚園保護者助成事業	抜本的見直し	抜本的見直し	令和元年度からの幼児教育・保育無償化による影響等を検証し補助額の調整を実施
	類似施設保護者補助事業	抜本的見直し	抜本的見直し	
	無認可幼児施設保護者補助事業	抜本的見直し	抜本的見直し	
	生ごみ電動処理機等購入助成事業	廃止	廃止	H29年度中に制度廃止、剪定枝の回収、資源化を強化

3 公共施設等総合管理計画の取組

本市では、平成28年9月に西東京市公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設全体の状況を把握し、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを計画的に実施することで、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設の適正な配置を目指すこととしています。

また、こうした取組を推進するため、令和2年2月の組織改正において、企画部に公共施設マネジメント課を新設しました。

現在は、国からの要請を受け、個別施設ごとの具体の対応方針を定めた「個別施設計画」の策定、施設別行政コスト計算書の作成などに取り組んでおり、今後、公共施設の再編計画の検討とあわせて公共施設等総合管理計画の改定を行います。

4 庁舎統合に向けた取組

庁舎統合方針（平成28年12月）に基づく取組 「暫定的な対応方策」

- ・リース方式による仮庁舎整備（田無庁舎市民広場）・・・ 令和2年2月
- ・保谷庁舎にある組織の再配置　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 令和2年2月及び5月

< 暫定的な対応方策による効果 >

- ・ 庁舎維持管理経費の削減
- ・ 市民サービス機能の集約化（健康福祉部、教育部、生活文化スポーツ部を田無庁舎側敷地へ配置）
※保谷庁舎側敷地には市民課総合窓口の他、新たに福祉の相談窓口を設置しサービス提供体制を維持
- ・ 業務効率の向上
職員の庁舎間移動（片道約20分間）に伴う業務効率の低下や人件費の負担軽減
- ・ 職員の重複配置の解消（情報公開コーナー・市民相談室の統合）

暫定的な対応方策による効果（庁舎維持管理コスト）



保谷庁舎エリア 維持管理コスト

	平成27年度	令和2年度	増減
保谷庁舎維持管理費	1億5,620万3,000円	1億2,357万4,000円	▲3,262万9,000円
うち 庁舎総合管理委託料		令和2年2月から 保谷庁舎機能再配置	
うち 電気代	7,824万6,000円	6,523万円	▲1,301万6,000円
	2,860万4,000円	1,289万1,000円	▲1,571万3,000円



田無庁舎エリア 維持管理コスト

	平成27年度	令和2年度	増減
田無庁舎維持管理費	1億3,820万円	1億4,568万円	748万円
		令和2年2月から 田無第二庁舎運用開始	
うち 庁舎総合管理委託料	8,373万5,000円	9,280万6,000円	907万1,000円
うち 電気代	1,629万6,000円	2,154万3,000円	524万7,000円

保谷庁舎機能の再配置（令和2年2月）により、年間 約2,500万円の
庁舎維持管理コスト減

	平成27年度	令和2年度	増減
維持管理費	2億9,440万3,000円	2億6,925万4,000円	▲2,514万9,000円

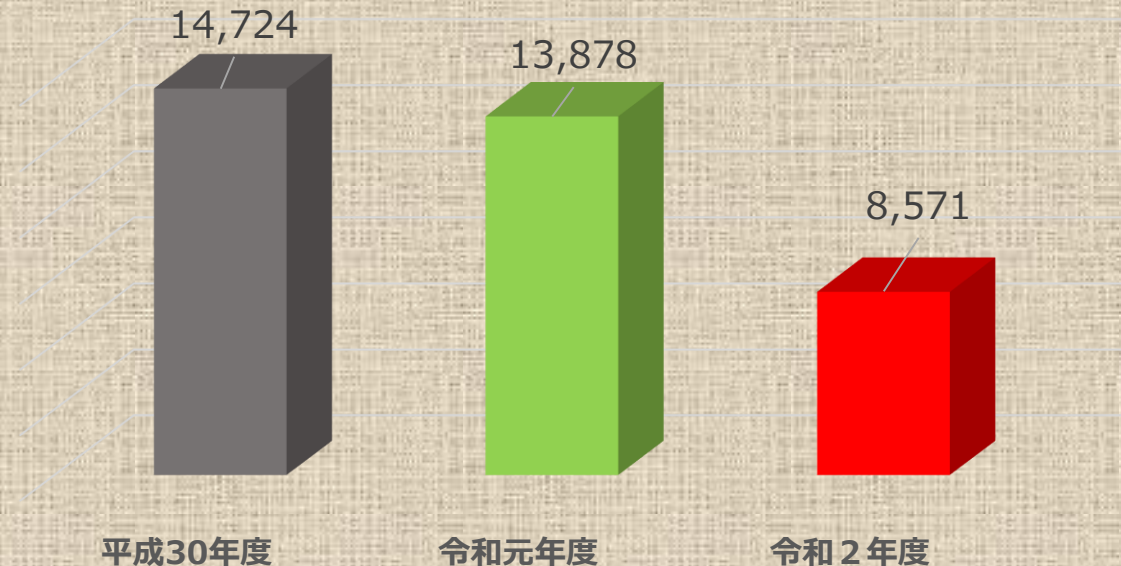
暫定的な対応方策による効果（職員の庁舎間移動に伴うコスト）

庁舎間連絡バス 利用職員数（年間）

平成30年度		令和2年度	
田無庁舎 → 保谷庁舎	7,291人	田無庁舎 → 保谷庁舎	4,672人
保谷庁舎 → 田無庁舎	7,433人	保谷庁舎 → 田無庁舎	3,899人

1 回あたりの乗車時間を20分とすると

保谷庁舎機能の再配置により **年間 2,051時間の移動時間を解消**



平成30年度－令和2年度 = ▲6,153人①

①×20分 = 123,060分 / 60分 = **2,051時間**

人件費（原価計算）参考
60.44円 / 分 ≒ 3,626円 / 時間

2,051時間×3,626円 = 743万6,926円